## ○仙台市クリーニング業法の施行に関する条例

平成二四年一二月一九日 仙台市条例第六五号 改正 平成二七年三月条例第二二号附則 平成二八年三月条例第六号

(趣旨)

第一条 この条例は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業者が講ずべき措置)

- 第二条 法第三条第三項第六号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。ただし、 市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
  - 一 法第二条第四項に規定するクリーニング所(以下「クリーニング所」という。)は、 隔壁等により外部と明確に区分されていること
  - 二 次に掲げる場所は、それぞれ洗濯物の処理及び衛生の保持に必要な広さ及び構造を有 し、かつ、それぞれが区分されていること
    - イ 洗濯物の受取及び引渡しを行う場所(第四号及び第六号において「受渡し場」という。)
    - ロ 洗濯物の選別及び除じんを行う場所
    - ハ 洗濯物の洗濯を行う場所(第五号において「洗い場」という。)
    - ニ 洗濯物の乾燥を行う場所
    - ホ 洗濯物の仕上げを行う場所(第六号において「仕上げ場」という。)
    - へ 仕上げが終わった洗濯物の保管を行う場所
  - 三 クリーニング所は、洗濯物の処理を行うために必要な採光、照明及び換気を十分に行 うことができる構造設備であること
  - 四 受渡し場には、適当な広さの受渡し台を設け、かつ、洗濯の終わらない洗濯物を収納 する有がいの容器等が備えられていること
  - 五 水洗いによる洗濯物の洗濯を行う洗い場の内壁は、床面から少なくとも一メートルの 高さまで法第三条第三項第四号に規定する不浸透性材料で腰張りされていること
  - 六 受渡し場及び仕上げ場に流水式の手洗い設備が設けられていること
  - 七 法第九条に規定する業務に従事する者(第十号及び第十一号において「業務従事者」という。)に、クリーニング所で洗濯の終わらない洗濯物を扱った後及び洗濯物の仕上

げ作業を行う前にあっては手洗いをさせ、クリーニング所以外の場所で洗濯の終わらな い洗濯物を扱った後にあっては手指を清潔にさせること

- 八 仕上げの終わった洗濯物は、包装し、又は専用の戸棚等に保管すること
- 九 洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれその旨を表示し、所定の保管 庫、戸棚等に保管すること
- 十 業務従事者が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨を保健所の支所のうちクリーニング所の所在地を所管するものの長を経由して保健所長に連絡し、その指示に従うこと
- 十一 保健所長から業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患の健康診断を受けさせるべき旨の指示があった場合には、当該健康診断を受けさせること

十二 クリーニング所は、他の用途に使用しないこと

2 前項第一号の規定にかかわらず、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所に おいては、衛生上支障のない範囲内で、外部に開放された部分を設けることができる。

(平二七、三・改正)

(手数料)

- 第三条 市長は、法第五条の二の規定に基づくクリーニング所の検査の事務につき、クリーニング所検査手数料として一件につき一万六千三百円を徴収する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の手数料を減免することができる。

(平二八、三・改正)

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平二七、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平二八、三・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可その他これに 類する行為(次項において「使用の許可等」という。)に係る使用料については、なお従 前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして同項の規定を適用することができる。

(手数料に関する経過措置の原則)

4 次項に規定するもののほか、施行日前になされた申請その他これに類する行為に係る手数料については、なお従前の例による。